



いこりあ通信

第19号 男女共同参画情報紙

令和7年(2025年)2月



特集

【性犯罪・性暴力】 あなたは悪くない！

～ 同意のない性的な行為は「性暴力」です ～

もしものときのためにも知っておいてほしいこと

性暴力の被害を受けたら

被害にあったことを、誰にも相談できないと思いませんか。悪いのは加害者です。あなたは悪くありません。

身近な人が被害にあつたら

友人や家族など大切な人から被害を打ち明けられると、どのように対応してよいか分からなくなるかもしれません。でも、みなさんは被害にあった方を安心させることができると重要な存在です。

性暴力・性被害とは

いつ、どこで、だれと、どのような性的な関係を持つかは、あなたが決めることがあります。望まない・対等ではない関係での性的な行為は、すべて性暴力にあたります。

同意のない性的な行為は、性暴力であり、重大な人権侵害です。

性暴力は、年齢、性別にかかわらず起こります。また、身近な人や夫婦・恋人の間でも起こります。

- 着替えやトイレ、入浴をのぞかれた
- プライベートゾーン（水着で隠れる部分）を触られた
- 望まないキスや性行為をさせられた
- 下着姿や裸の写真、動画を撮られた、送るよう要求された

思い込みによる被害

若い女性だけ被害にあう？

- 男性も被害にっています。
- こどもや高齢者の被害もあります。

夜遅く、知らない人に襲われる？

- 性暴力の被害は、時間や場所を問わず発生しています。
- 加害者の約8割は顔見知りです。

性暴力にあった後、周囲の人の言動等によって傷つけられてしまうことを「二次被害」と言います。

露出度の高い服を着ていたせい？

- どのような服装でも被害にあうことはあります。

性暴力は「性犯罪」となる場合もあります！

【1】強制性交等罪は「不同意性交等罪」になりました！

「暴行」・「脅迫」・「魔害」・「アルコール」・「薬物」・「フリーズ」・「立場による影響力」などが原因となって、

- Noと思うこと
- Noと言うこと
- Noをつらぬくこと

で、性交等やわいせつな行為をすると、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます。

【2】いわゆる性交同意年齢が「16歳未満」に引き上げされました！

16歳未満の子どもに対して、性交等やわいせつな行為をすると、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます。（※）

（※）相手が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のとき。

【3】わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求などは犯罪です！

16歳未満の子どもに対して、次の行為をすると、処罰されます。（※）

- ① わいせつ目的で、うそをついたり金銭を渡すと言うなどして、会うことを要求する
- ② その要求の結果、わいせつ目的で会う
- ③ 性的な画像を撮影して送信することを要求する

（※）相手が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のとき。

【4】性的な画像の盗撮は「撮影罪」です！

次の行為をすると、「撮影罪」・「提供罪」として処罰されます。

- ① 正当な理由なく、人の性的な部位・下着などをひそかに撮影する
- ② 正当な理由なく、16歳未満の子どもの性的な部位・下着などを撮影する（※）
- ③ ①・②で撮影した画像を人に提供する

（※）相手が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のとき。

【5】性犯罪の公訴時効期間が延長されました！

時効期間は、被害に遭った時（18歳未満の場合は18歳になった時）から、

- ① 不同意性交致傷罪など…20年
- ② 不同意性交等罪など…15年
- ③ 不同意わいせつ罪など…12年 になりました。

性犯罪の規定が変わりました。
詳細は法務省のHPへ



【出典】法務省 性犯罪関係の法改正等Q & Aより

相談先



かながわ性犯罪・性暴力被害者 ワンストップ支援センター

#8891 (はやくワンストップ)

○ 24時間 365日 / 性別・年齢不問

○ 全国共通番号・通話料無料

○ NTTひかり電話からは、

0120-8891-77 (通話料無料)

または、045-322-7379 (通話料有料)

男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル

045-548-5666 (通話料有料)

毎週 火曜日 16時～20時 祝日・年末年始除く



かながわ性被害相談LINE

- 性別・年齢不問
- 性被害に関する相談をお受けします。
- 相談は無料、匿名(LINE上の登録名とアイコン画像のみ)で相談できます。

【相談時間】

毎週 火曜日・木曜日・日曜日
16時～21時

【出典】男女共同参画局発行性暴力に関するパンフレット（一般用・保護者用）より

茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓制度

茅ヶ崎市は、「多様性を認め、尊重し合う社会の実現」に取り組んでいます。

その一環として、さまざまな事情から婚姻届を出さない、あるいは出せない方々の悩みや生きづらさに寄り添っていくために、令和3年4月より茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓制度を開始しました。



■パートナーシップとは？

お互いを人生のパートナーとし、対等な立場で、互いに責任を持って協力し、継続的な共同生活を行うことを約束したお二人の関係を言います。

■制度の詳細は？

婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続、税金の控除など）が生じるものではありませんが、周囲の方の理解が得られないことによる悩みや生きづらさを少しでも軽減し、お二人の自分らしい生き方に寄り添うことを目的としています。



女性のための相談室

一般相談（電話相談・面談相談）と法律相談を開設しています。

ひとりで悩まないで… お電話ください！
秘密は厳守いたします。相談は無料です。

専用電話 0467-84-4772

※土、日、祝日、年末年始は除く



一般相談 夫婦・家族・交際相手等の人間関係や生活上の悩みについて
女性の相談員がご相談をお受けします。

■電話相談 月～金曜日 10:00～16:00

■来所相談（予約制）※電話でご予約ください。

月～金曜日 10:00～16:00



法律相談 離婚、相続などの法律問題で悩んでいる方の
(予約制) ご相談に、女性の弁護士がおこたえします。

第2・第4水曜日 13:00～16:00

※電話でご予約ください。

※相談時間の5分前までに多様性社会推進課窓口へ
お越しください



令和7（2025）年度 記念ボランティア募集！



もっと知りたい！もっと学びたい！！市政へ参加したい！
…でも小さい子どもがいるから参加は難しい…
そんな方のために、あなたの力を貸してください！

◇応募方法◇ 応募用紙を市HPからダウンロードし、必要事項を記入して多様性社会推進課へ持参または郵送ください。
※応募用紙は、「茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ」や多様性社会推進課でもお受け取りできます。

◇応募期間◇ 2月25日(火)から3月21日(金)まで

- ★ 茅ヶ崎市内在住の18歳以上の方
- ★ 都合が合う時のみ活動していただけます
- ★ 保育士資格等の有無は問いません
- ★ 未経験でも大丈夫です
- ★ 託児1回につき2,300円（交通費込・源泉徴収あり）が出ます
- ★ 託児をお願いする時間は3時間程度です
- ★ 託児のお子様の対象年齢は生後6ヶ月から10歳未満まで
- ★ 託児を行う場所は市内公共施設です



詳細は市HPを
ご覧ください

未経験でも
大丈夫！



茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ 利用案内

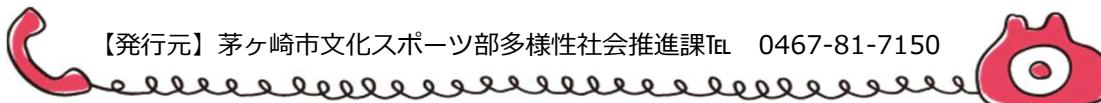


男女共同参画推進センターいこりあは、ジェンダー平等、男女共同参画に関する講座を開催したり、市民の方々が自ら学習し、様々な活動や交流の場として利用していただく公共施設です。

様々な用途に利用できる大小の会議室や、和室、料理教室ができる実習室、フリースペースとしてのロビーもございますので、ぜひ御利用ください。



- ◆ 開館時間 9:00～21:00（7月～9月のみ21:30まで）
- ◇ 休館日 曜日、年末年始（12月28日～1月3日）
- ◆ 受付時間 9:00～17:00（開館日のみ）
- ◇ 電話 0467-57-1414
- ◆ 住所 茅ヶ崎市新栄町12-12
茅ヶ崎トラストビル4階



【発行元】茅ヶ崎市文化スポーツ部多様性社会推進課 TEL 0467-81-7150